



企画委員会の任務にかかわる細則

2021 年 11 月 4 日 第 4 回企画委員会承認

(目的)

第 1 条 本細則は、企画委員会規程（0401）第 2 条第 3 項および第 4 項に規定された任務に関する細目を定めるものである。

(部会、連絡会、専門委員会の設置・改廃)

第 2 条 時代の要請に適切に対応するために、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）活動の全般を見渡し、中長期的な見通しに立った方針を策定し、それに基づき、部会、連絡会、専門委員会（研究専門委員会、調査専門委員会、特別専門委員会）のあり方および設置・改廃について企画委員会として積極的に提案する。

2 設置・改廃については、以下を考慮事項とする。

- (1) 本会の目的¹に沿った活動であること。
- (2) 「学会」として、実施する意味・意義のある活動であること。
- (3) 公平、公正、公開の原則に則った活動であること。
- (4) 本会の特色を踏まえ、技術的に、経済的に、また実務上実施可能であること。
- (5) 広く本会会員の知識・情報を集められるだけでなく、学会外の組織等からの情報の提供を受けやすいこと。
- (6) 産官学のいずれに所属していても、本会会員個人として平等に議論できること。

(特別専門委員会の設置要件)

第 3 条 専門委員会規程（0402）の第 4 条に規定する特別専門委員会は下記とする。

- (1) 本会が外部機関の委託を受けて設ける特別専門委員会
- (2) 本会が外部機関の補助を受けて設ける特別専門委員会

2 上記 1 項の設置、改廃には企画委員会の審議を必要とする（添付 1 参照）。

3 受託契約を結び実施する特別専門委員会は、受託事業規程（0403）によるものとする。

4 特別専門委員会に関する本部管理費は、事業活動にかかわる本部管理費、貸付金、価格設定、収支処理に関する規程（0303）に従うものとする。なお、受託契約を結び実施する場合は、委託元の規程等による制約を考慮するものとする。

(特別専門委員会を設置せず外部入金で実施する事業の扱い)

¹ 「本会は、公衆の安全をすべてに優先させて、原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、その成果の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に寄与することを目的とする。」（定款第 3 条より）

第4条 部会、連絡会等あるいはその下部組織が、特別専門委員会を設置せずワーキンググループ等を設置して外部入金（受託金、賛助金等）で事業を実施しようとする場合は、企画委員会で審議し、理事会に報告する。企画委員会は、申請の内容を審議して設置の判断をおこなう。

（専門委員会活動等の把握）

第5条 各年度早期に計画中のものを含めた専門委員会および第4条で設置した事業のリストを作成・確認し、必要に応じ取扱について方針を定める。

（行動指針の見直し）

第6条 少なくとも5年ごとに行動指針の改定要否を検討する。加えて、倫理規程が見直された場合、同様の措置を講ずることとする。改定が必要と判断された場合、改定案を作成し理事会に諮る。

（改定）

第7条 本細則の改定は、企画委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成22年11月10日 第4回企画委員会制定，同日施行
平成22年11月30日 第513回理事会報告
- 2 改定履歴
 - ① 平成26年3月14日 第7回企画委員会承認，平成26年3月19日 第6回理事会報告
 - ② 平成26年8月11日 第2回企画委員会承認，平成26年9月26日 第3回理事会報告
 - ③ 内規を細則に変更 平成28年3月15日 第7回企画委員会承認，平成28年3月22日 第7回理事会報告
 - ④ 平成30年2月20日 第5回企画委員会承認，平成30年3月20日 第7回理事会報告
 - ⑤ 2020年12月17日 第5回企画委員会承認，2021年1月26日 第6回理事会報告
 - ⑥ 2021年11月4日 第4回企画委員会承認，2021年11月30日 第5回理事会報告

附則

- 1 平成26年3月14日改定の内規は，理事会報告の日から施行する。
- 2 平成26年8月11日改定の内規は，理事会報告の日から施行する。
- 3 平成28年3月15日改定の細則は，平成28年4月1日から施行する。
- 4 平成30年2月20日改定の細則は，平成30年4月1日から施行する。
- 5 2020年12月17日改定の細則は，理事会報告の日から施行する。
- 6 2021年11月4日改定の細則は，理事会報告の日から施行する。

添付 1

特別専門委員会の種別と設置要件

1. 特別専門委員会の種別

種別	形態	設置要件		本部管理費
I. 本会が外部機関の委託を受けて設置	受託契約を結び実施	・受託事業規程に基づき、企画委員会で審議		50 万円あるいは外部入金額の 20%のいずれか多い方
II. 本会が外部機関の補助を受けて設置	賛助金等で運営	・下記 2. ②に基づき企画委員会で審議 〔受託契約は結ばない〕	2.②（イ）に該当	外部入金額の 20%
			2.②（ロ）に該当	

2. 特別専門委員会の設置要件

- ① 所定の申請に基づき、企画委員会にて、上記の種別、形態等を勘案して、その設置、改廃を審議する。
- ② 本会が外部機関から賛助金等の補助を受けて運営する活動は、その位置づけを明確にすることで、
 - （イ）タイプ II の特別専門委員会とする
 - （ロ）部会等の活動とし、特別専門委員会とはしない
 の選択肢を与える。
- ③ 本部管理費は、「事業活動にかかわる本部管理費、貸付金、価格設定、収支処理に関する規程」（規程 0303）による。なお、受託契約を結び実施する場合は、委託元の規程等による制約を考慮するものとする。

以上